

公費医療助成の届出

公費医療助成の届出を確実に お願いします

医療機関で提示する、「〇〇医療券」、「〇〇受給者証」をお持ちではありませんか？ これらをお持ちで、公費医療助成を受けている方は、共済組合に届出が必要です。届出を行わないと医療費が重複支給となり、共済組合から支給される給付金を返還していただく場合があります。

公費医療助成とは？

法律や条例で決められた特定の病気・障害や、子どもの医療費などは、その全部または一部を国や地方公共団体が「公費」でまかなう制度があります。このことを、「公費医療助成」といいます。

例えば…

- ・乳幼児医療費助成（マル乳）
- ・義務教育就学児医療費助成（マル子）
- ・ひとり親家庭等医療費助成（マル親）
- ・難病等医療費助成
- ・心身障害者（児）医療費助成（マル子）
- ・自立支援医療費助成 など

※自治体により助成内容（名称、対象年齢、一部負担額の有無、所得制限の有無など）が異なります。助成の対象となるかどうかは、居住地の市区町村または都道府県にお問い合わせください。

いろいろな種類があるんだね。公費医療助成を受けている場合、共済組合に届け出てください！



タンギちゃん

公費医療助成の対象になると、窓口負担が無料になったり、軽減されるんですね！

うちにも子どもが生まれたから、乳幼児医療費助成の医療券をもらいました。



公立太郎さん

それでは乳幼児医療費助成を受けている太郎さんの例をみていきましょう。

公立太郎さんの1歳の子どもが入院して、医療費が100万円かった場合、どうなるでしょうか？



- 居住地：東京都P区
- 標準報酬月額：410,000円
- 被扶養者の年齢：1歳
- 助成内容：乳幼児医療費助成制度〔マル乳医療証〕を所持



まず、100万円の2割に当たる20万円が自己負担額、残りの80万円は共済組合が負担します。

医療費 100万円	
共済組合負担 80万円	自己負担 20万円

でも実際にかかった自己負担は0円でした。20万円の部分は、公費でまかなわれたんですね。

太郎さんは自己負担0円

公費負担
20万円

そのとおり！共済組合負担と公費負担により、太郎さんの自己負担は0円になりました。だけど、もし太郎さんが公費医療助成のことを共済組合に届出をしていないと…

公費と共済組合の
二重給付

20万円	
共済組合給付 174,970円 (高額療養費:112,570円/附加給付:62,400円)	通常の組合員負担額 25,030円

公費と共済組合給付の二重給付が生じてしまい、この例では174,970円を返還していただくことになります。こういった事態を避けるためにも、事前の届出が大切なんですね！

まとめ

公費医療助成を受けることになったときは医療証のコピーを添付して「公費医療助成認定届出書」を、公費医療助成を受けられなくなったとき（完治、転居、所得制限、制度変更等）は「公費医療助成取消届出書」を所属所を通して提出してください。

届出方法の詳細は、所属所の共済事務担当者様にご確認ください。なお、必要な様式（「公費医療助成認定届出書」、「公費医療助成取消届出書」）は、「福利厚生事務の手引別冊様式集（平成30年1月）」P95のほか、公立共済のホームページからも印刷が可能です。（<http://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/chiryo/kohi/index.html>）



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827